

(参考)

第42回海事分科会の  
資料と同一

# 日本船舶及び船員の確保に関する基本方針の変更について

1. 令和5年度税制改正要望（トン数標準税制）の結果概要
2. 「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」の全体構成
3. 「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」の主な変更内容
4. 外航日本船舶の確保の目標
5. 準日本船舶のトン数標準税制適用可能隻数
6. 「日本船舶・船員確保計画」の共同申請等
7. 外航日本船舶の増加目標倍率



私たちは「C to Seaプロジェクト」  
を推進しています

# 1. 令和5年度税制改正要望(トン数標準税制)の結果概要

次の措置を講じた上で、**5年間（令和5年4月～令和10年3月）延長**

令和5年度税制改正大綱（令和4年12月23日閣議決定）

## ① みなし利益の金額の見直し

	100純トン当たりのみなし利益	
	日本船舶	準日本船舶
～ 1,000 純トン	<b>130円</b> （現行：120円）	<b>195円</b> （現行：180円）
1,000 純トン超 ～ 10,000 純トン	<b>110円</b> （現行：90円）	<b>165円</b> （現行：135円）
10,000 純トン超 ～ 25,000 純トン	<b>70円</b> （現行：60円）	<b>105円</b> （現行：90円）
25,000 純トン超 ～	<b>40円</b> （現行：30円）	<b>60円</b> （現行：45円）

② 計画期間における**日本船舶の隻数の増加の割合を船隊規模に占める日本船舶の隻数に応じて最大140%以上**（現行：120%以上）とする等の所要の見直し

令和5年度から新たな計画期間（第4次）のスタートにあたり、  
**「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」の変更が必要**

## 2. 「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」の全体構成

### 海上運送法第34条の規定に基づき、国土交通大臣が策定

#### 1. 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に関する事項

- (1) 日本船舶及び船員の確保の意義
  - ① 外航日本船舶の確保並びに外航日本人船員の育成及び確保の意義
  - ② 内航船員の育成及び確保の意義
- (2) 日本船舶及び船員の確保の目標
  - ① **外航日本船舶及び外航日本人船員の確保の目標**
  - ② 内航船員の確保の目標

#### 2. 日本船舶及び船員の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- (1) 日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施
- (2) トン数標準税制の措置
- (3) **準日本船舶制度の活用**
- (4) 内航船員の育成及び確保に関する予算措置の導入
- (5) 非常時における輸送体制の確保
- (6) 多様な養成課程等による船員の育成及び確保
- (7) その他

#### 3. 船舶運航事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

- (1) 外航海運事業者が講ずべき措置
- (2) 内航海運事業者が講ずべき措置

#### 4. 計画の認定に関する基本的な事項

##### (1) 認定の申請に当たっての基本的事項

- ① **申請者**
- ② **計画期間**
- ③ **申請時期**

##### (2) 計画の認定基準に関する基本的事項

- ① 基本方針への適合性（第1号基準）
  - ・ **外航日本船舶の計画的な確保に関する基準**
  - ・ 外航日本人船員の計画的な育成及び確保に関する基準
- ② 確実かつ効果的な実施可能性（第2号基準）
- ③ 計画期間（第3号基準）
- ④ 船員職業安定法の特例（第4号基準）
- ⑤ トン数標準税制の適用（第5号基準）
- ⑥ その他

##### (3) 計画の記載事項

- (4) トン数標準税制の適用を引き続き受けるための計画の申請等
- (5) 計画の勧告及び取消しに関する基本的な事項

#### 5. 関係者の協力

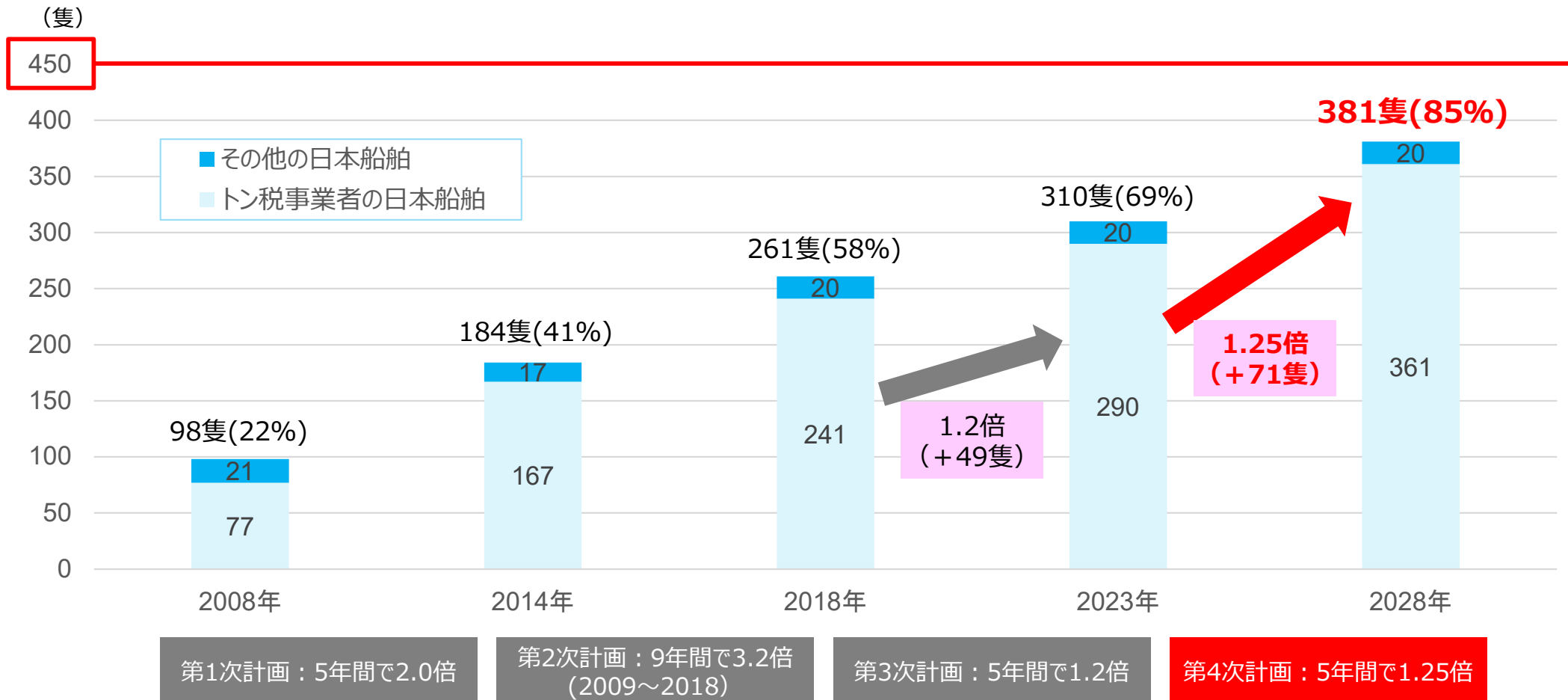
#### 6. 日本船舶及び船員の確保に関する施策の評価の実施

### 3. 「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」の主な変更内容

項目	内容	
	現行	変更案
外航日本船舶の確保の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外航日本船舶の隻数：平成30年度からの5年間で<b>1.2倍</b>に増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外航日本船舶の隻数：令和5年度からの5年間で<b>1.25倍</b>増加</li> </ul>
準日本船舶制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画期間中に増加させた外航日本船舶1隻につき準日本船舶<b>3隻</b>までトン数標準税制の適用が可能</li> <li>● また、計画期間に増加させた外航日本船舶の<b>合計の3倍の隻数</b>から同期間中に増加させた準日本船舶の隻数を減じた隻数まで、追加適用が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画期間中に増加させた外航日本船舶1隻につき準日本船舶<b>1隻</b>までトン数標準税制の適用が可能</li> <li>● また、計画期間に増加させた外航日本船舶の<b>合計の隻数</b>から同期間中に増加させた準日本船舶の隻数を減じた隻数まで、計画期間中において追加適用が可能</li> </ul>
認定の申請に当たっての基本的な事項	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新計画の計画期間、申請時期のほか、共同で計画の認定申請を行う場合の<b>共同申請者の範囲</b>等を規定</li> </ul>
外航日本船舶の計画的な確保に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5年間の計画期間内に<b>1.2倍以上</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各社が保有・運航する外航船舶に対する<b>日本船舶の割合に応じて1.4倍以上、1.2倍以上、1.15倍以上の3段階</b>で倍率を設定</li> <li>● 現行計画から引き続きトン数標準税制の適用を受ける事業者については、以下の計算式で新計画の増加目標を算出 <b>現行計画開始時点の隻数 × 1.2 × 上記新計画の倍率</b></li> </ul>

## 4. 外航日本船舶の確保の目標

- 現行計画（第3次計画：2018～2023年）の増加目標1.2倍（+49隻）に対し、**新計画（第4次計画：2023～2028年度）では1.25倍（+71隻）**の外航日本船舶の増加を目指す
- **新計画終了時には、必要な外航日本船舶の規模450隻に対し、381隻（85%）**の確保を達成する見込み



## 5. 準日本船舶のトン数標準税制適用可能隻数

- 新計画期間における外航日本船舶の増加見込みと必要規模450隻の確保の進捗状況を踏まえ、**準日本船舶のトン数標準税制の適用可能隻数を見直し**



計画期間中に**増加させた外航日本船舶の隻数**に応じて準日本船舶にトン数標準税制を適用

現行計画	新計画（案）
計画期間中に増加させた外航日本船舶 1 隻当たり <b>3 隻</b> まで	計画期間中に増加させた外航日本船舶 1 隻当たり <b>1 隻</b> まで
<ul style="list-style-type: none"><li>前計画期間に増加させた日本籍船の合計隻数の <b>3 倍</b> から同期間中に増加させた準日本船舶の隻数を減じた隻数まで、追加でトン数標準税制の適用を可能とする。</li><li>ただし、450隻から全ての日本籍船を引いた隻数を、トン数標準税制適用可能な準日本船舶数とする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>前計画期間に増加させた日本籍船の合計隻数の <b>1 倍</b> から同期間中に増加させた準日本船舶の隻数を減じた隻数まで、追加でトン数標準税制の適用を可能とする。</li><li>ただし、450隻から全ての日本籍船を引いた隻数を、トン数標準税制適用可能な準日本船舶とする。</li></ul>

## 6. 「日本船舶・船員確保計画」の共同申請等

- 「日本船舶・船員確保計画」の認定申請については、**法律上は共同申請が可能だが、現行の基本方針は単独申請を前提とした内容**
- **今般、共同申請する場合の申請者の範囲、及びトン数標準税制の適用について整理**

### ■ 海上運送法（昭和24年法律第187号） 抄

（日本船舶・船員確保計画）

第35条 船舶運航事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独又は共同で、日本船舶及び船員の確保についての計画（以下「日本船舶・船員確保計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

### 共同申請の要件等

#### 共同申請者の範囲

- 代表申請者  
**対外船舶運航事業者**
- 代表申請者以外の者  
代表申請者以外の全ての者が、**船舶運航事業者等**（船舶運航事業者、船舶貸渡業者、船舶管理会社など）であって、**当該代表申請者の親会社、子会社又は関連会社**であること

#### トン数標準税制の適用

- 共同申請する対外船舶運航事業者であって、計画期間内に**外航日本船舶を保有又は運航する者は、トン数標準税制の適用を受ける**
- **現行計画の認定を受けていない対外船舶運航事業者**が新たに計画の認定を受ける際、当該対外船舶運航事業者の**親会社、子会社又は関連会社**であって、**新計画の計画期間内に外航日本船舶を保有又は運航する計画を有する対外船舶運航事業者**が存在する場合は、それらの事業者は**全て申請者に含める**



## 7. 外航日本船舶の増加目標倍率

- 「日本船舶・船員確保計画」における外航日本船舶の増加目標については、これまで各社一律で同じ倍率を設定していたところ、新計画では各社が保有又は運航する外航船舶に占める日本船舶の割合に応じて倍率を設定

現行計画	新計画（案）								
<p>外航日本船舶の隻数について、5年間の計画期間内に<b>1.2倍</b>以上に増加させる計画であること。</p>	<p>外航日本船舶の隻数について、5年間の計画期間内に<b>当該対外船舶運航事業者が保有し、又は運航する外航船舶の総隻数に対する外航日本船舶の隻数の割合に応じてイからハまでに定める倍率</b>以上に増加させる計画であること。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="595 785 1751 858">保有又は運航する外航船舶に占める外航日本船舶の割合</th> <th data-bbox="1760 785 2125 858">増加目標倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="595 865 1751 992">イ <b>21%を超える</b>場合</td> <td data-bbox="1760 865 2125 992"><b>1.15倍</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 999 1751 1126">ロ <b>19%以上21%以下</b>の場合</td> <td data-bbox="1760 999 2125 1126"><b>1.2倍</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 1133 1751 1254">ハ <b>19%未満</b>の場合</td> <td data-bbox="1760 1133 2125 1254"><b>1.4倍</b></td> </tr> </tbody> </table>	保有又は運航する外航船舶に占める外航日本船舶の割合	増加目標倍率	イ <b>21%を超える</b> 場合	<b>1.15倍</b>	ロ <b>19%以上21%以下</b> の場合	<b>1.2倍</b>	ハ <b>19%未満</b> の場合	<b>1.4倍</b>
保有又は運航する外航船舶に占める外航日本船舶の割合	増加目標倍率								
イ <b>21%を超える</b> 場合	<b>1.15倍</b>								
ロ <b>19%以上21%以下</b> の場合	<b>1.2倍</b>								
ハ <b>19%未満</b> の場合	<b>1.4倍</b>								
	<p>※現行計画から引き続きトン数標準税制の適用を受ける事業者における新計画の増加目標は、「現行計画開始時点の隻数×1.2」に各社該当の倍率を乗じた隻数とする。</p> <p>※共同で計画の認定を申請する場合にあっては、対外船舶運航事業者ごとに上記の基準に基づいて増加隻数を算出し、それらを合計した隻数以上に増加させる計画であること。</p>								